

令和3年1月15日

フィットネス会員各位

緊急事態宣言発令に伴う営業時間の変更について（お知らせ）

愛知県から緊急事態宣言が発令されたことにより、運動施設に対して営業時間の短縮の働きかけがございましたので、下記のとおり営業時間の変更をさせていただきます。

会員の皆さまには急なご案内となりご迷惑をおかけいたしますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

1. 対象期間

2021年1月18日（月）～2021年2月7日（日）（予定）

※対象期間は、愛知県の指定期間の変更により延長になる場合もございます。

2. 営業時間

平日 10:00 ～ 20:00 に変更

土曜日 10:00 ～ 19:00

休館日 日曜日

3. スタジオレッスンについて

19:00以降のスタジオレッスンは休講とさせていただきます。

詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

<https://www.uenter.co.jp/facilities/8756/>

以上